

議第50号

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年5月30日

高島市長 福井正明

---

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高島市職員の給与に関する条例（平成17年高島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3級別標準職務表の2の(1)の表4級の項中「科長」の次に「、副科長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。